

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和３６年規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「、都市景観室長」、「、防災推進室長」及び「、区政企画室長」を削る。

第５条第１項の表中

「

課長	課長補佐（グループ制を敷く組織にあつては、所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、課長が指名する主幹又は主査）又は所管の主幹若しくは主査
----	--	--

を

」

「

課長（担当課長を除く。）	課長補佐（グループ制を敷く組織にあつては、所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長（担当課長を除く。）が指名する課長補佐、主幹若しくは主査）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、課長（担当課長を除く。）が指名する主幹又は主査）又は所管の主幹若しくは主査
担当課長	所管の主幹（グループ制を敷く組織にあつては所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして担当課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査、グループ制を敷かない組織であつて所管の主幹を置かないものにあつては課長補佐）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、担当課長が指名する主幹又は主査）又は所管の主査

に

」

改め、同条第2項及び第3項中「第10項」を「第9項」に改める。

第10条各局長共通専決事項（担当局長及びダイバーシティ推進監にあつては、第12号及び第13号に定めるものを除く。）を定める部分第40号中「堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第13条第3号」を「行政財産」に改め、同条子ども青少年局長専決事項を定める部分第4号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第11条環境事業部長専決事項を定める部分第9号中「基づく」の次に「命令並びに」を加え、同条障害福祉部長専決事項を定める部分第4号及び第8号中「対する」を「係る」に改め、同条健康部長専決事項を定める部分第1号コ中「による」の次に「喫煙禁止場所における」を、「又は」の次に「特定施設の喫煙禁止場所からの」を加え、同号サ中「対する」を「係る」に改め、同部分中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号。以下この号において「府条例」という。）中次の事項を行うこと。

ア 府条例第7条第2項の規定による府指定喫煙禁止場所における喫煙の中止又は当該場所からの退出の命令に関すること。

イ 府条例第12条の規定による第一種施設及び飲食店等の管理権原者等に対する必要な指導及び助言に関すること。

ウ 府条例第13条の規定による府既存特定飲食提供施設の管理権原者等に係る勧告、公表及び命令に関すること。

エ 府条例第16条第1項の規定による府既存特定飲食提供施設及び府指定特定飲食提供施設の管理権原者等からの報告の徴収並びにこれらの施設の立入検査等に関すること。

第11条都市計画部長専決事項を定める部分第6号中「、第38条の5第9項及び第39条の9第8第9項」を「及び第38条の5第9項」に、「、第38条の5第10項第4号及び第39条の9第8第10項第2号」を「及び第38条の5第10項第4号」に改め、同部分中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 都市再生特別措置法に基づく建築等の届出に係る勧告、あっせんその他の必要な措置及び公表並びに休止及び廃止の届出に係る助言及び勧告に関すること。

第11条都心未来創造部長専決事項を定める部分を次のように改める。

交通部長専決事項

(1) 堺市おでかけ応援利用者証条例（平成26年条例第53号）に基づくおでかけ応援利用者証の交付に関すること（重要又は異例なものに限る。）。

第11条都市整備部長専決事項を定める部分に次の1号を加える。

(8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく認可、変更の認可、認可の取消し、命令、報告の徴収、立入検査、指導、助言及び協議に関すること（海浜地及び海域に賦存している砂利に係るものに限る。）。

第11条開発調整部長専決事項を定める部分第34号中「第12条及び第13条」を「第11条及び第12条」に、「第14条及び第16条」を「第13条」に改め、「第4章及び」を削り、同部分第38号中「対する措置」の次に「（同条第9項から第11項までの規定に係るものを除く。）」を加え、同条公園緑地部長専決事項を定める部分第2号中「こと」の次に「（軽易な公園施設の設置及び管理に係るもの並びに既に設置又は管理の許可をした公園施設について引き続きその設置又は管理を許可することを除く。）」を加える。

第12条総務担当課長（局の総合調整を担当する課長をいい、危機管理課長、ICT政策担当課長、企画推進担当課長、企画総務課長、西区役所総務課長、南区役所総務課長及び出納課長を含む。）共通専決事項（別に定めるものを除く。）を定める部分中「、南区役所総務課長」を削り、同条調査統計担当課長専決事項を定める部分中「調査統計担当課長専決事項」を「調査統計課長専決事項」に改め、同部分の次に次のように加える。

法制文書課長専決事項

(1) 市例規集の編集方法の決定及び発行に関すること。

(2) 公報の発行に関すること。

第12条中

「法制文書課長専決事項

(1) 市例規集の編集方法の決定及び発行に関すること。

(2) 公報の発行に関すること。

を「資金課長専決事項」

資金課長専決事項

」

に改め、同条健康福祉総務課長専決事項を定める部分第1号中「社会福祉施設等」を「救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び障害者支援施設」に改め、同条障害福祉サービス課長専決事項を定める部分第3号及び第8号中「対する」を「係る」に改め、同部分第12号中「こと」の次に「（新規のものを除く。）」を加え、同条健康推進課長専決事項を定める部分に次の1号を加える。

(2) がん患者アピアランスケア推進事業の助成に関すること。

第12条保健医療課長専決事項を定める部分中「保健医療課長専決事項」を「保健医療薬務課長専決事項」に改め、同部分中第14号を第16号とし、第3号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この号において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この号において「政令」という。）中次の事項のうち、法及び政令により本市が処理することとされている事務に係るものを行うこと。

ア 法第10条（法第38条第1項又は第40条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第14条第16項、第14条の9第2項若しくは第19条又は政令第2条の13の規定による届出の受理に関すること。

イ 政令第2条の3第1項又は第2条の4第1項若しくは第3項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付、再交付又は返納の受理に関すること。

ウ 政令第2条の5の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること（許可の取消処分を受けたものを除く。）。

エ 政令第5条第1項又は第6条第1項若しくは第4項の規定による製造販売業の許可証の書換え交付、再交付又は返納の受理に関すること。

オ 政令第7条第1項の規定による製造販売業の許可証の返納の受理に関すること（許可の取消処分を受けたものを除く。）。

カ 政令第12条第1項又は第13条第1項若しくは第4項の規定による製造業の許可証の書換え交付、再交付又は返納の受理に関すること。

キ 政令第14条第1項の規定による製造業の許可証の返納の受理に関すること（許可の取消処分を受けたものを除く。）。

ク 政令第45条第1項又は第46条第1項若しくは第3項の規定による医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付、再交付又は返納の受理に関すること。

ケ 政令第47条の規定による医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の返納の受理に関すること（許可の取消処分を受けたものを除く。）。

(4) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この号において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この号において「政令」という。）中次の事項を行うこと。

ア 法第7条第3項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は第22条第3項の規定による届出の受理に関すること。

イ 政令第35条又は第36条の規定による登録票又は許可証の書換え交付及び再交付に関すること。

第12条食品衛生課長専決事項を定める部分第1号中「、堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号。以下この号において「条例」という。）」を削り、同条環境薬務課長専決事項を定める部分中「環境薬務課長専決事項」を「生活衛生課長専決事項」に改め、同部分中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、第20号を第18号とし、同条子ども家庭課長専決事項を定める部分第4号中「児童厚生施設及び障害児入所施設」を「幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改め、同部分中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）の指導、報告の徴収、立入検査、改善命令等に関すること。

第12条幼保政策課長専決事項を定める部分第3号中「第30条の4第1項第1号」を「第30条の4第1号」に改め、同条育成相談課長専決事項を定める部分第2号及び虐待対策課長専決事項を定める部分第2号中「に規定する措置（障害児入所施設に係るものを除く。）」を「及び第2項に規定する措置」に改め、同条都市景観室長専決事項を定める部分中「都市景観室長専決事項」を「都市景観課長専決事項」に改め、同部分の次に次のように加える。

公共交通担当課長専決事項

(1) 堺市おでかけ応援利用者証条例に基づくおでかけ応援利用者証の交付に関すること（重要又は異例なものを除く。）。

第12条公園監理課長専決事項を定める部分中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 都市公園法に基づく公園施設の設置及び管理の許可に関すること（軽易な公園施設の設置及び管理に係るもの並びに既に設置又は管理の許可をした公園施設について引き続きその設置又は管理を許可することに限る。）。

第12条企画総務課長（西区役所にあつては総務課長、南区役所にあつては区政企画室長）専決事項を定める部分中「総務課長、南区役所にあつては区政企画室長」を「、総務課長」に改め、同条子育て支援課長専決事項を定める部分第2号中「第30条の4第1項第1号」を「第30条の4第1号」に改める。

第13条第2項子ども相談所長専決事項を定める部分の前に次のように加える。

保健所次長専決事項

- (1) 堺市ペット霊園の設置等に関する条例（以下この号において「条例」という。）中次の事項を行うこと。
- ア 条例第5条の規定による許可に関すること。
 - イ 条例第6条の規定による協議に関すること。
 - ウ 条例第9条第1項の規定による申請の受理に関すること。
 - エ 条例第13条に規定する検査に関すること（生活衛生課長専決事項に係るものを除く。）。
 - オ 条例第20条の規定による届出の受理に関すること。
 - カ 条例第23条の規定による報告及び資料の徴収、立入調査並びに関係者への質問に関すること。
 - キ 条例第24条の規定による勧告及び命令に関すること。
 - ク 条例第25条の規定による許可の取消しに関すること。
 - ケ 条例第26条の規定による禁止命令に関すること。
 - コ 条例第27条の規定による公表に関すること。
- (2) 堺市ラブホテル建築等規制条例（以下この号において「条例」という。）中次の事項を行うこと。
- ア 条例第3条第2項（条例第11条において準用する場合を含む。）の同意に関すること。
 - イ 条例第6条（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による中止命令等に関すること。
 - ウ 条例第7条（条例第11条において準用する場合を含む。）に規定する行政上の措置等に関すること。
 - エ 条例第9条（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による検査に関すること。
 - オ 条例第10条（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付に関すること。
 - カ 条例第12条に規定する屋外広告物等の規制に関すること。

- (3) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この号において「法」という。）及び堺市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下この号において「条例」という。）及び堺市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成8年規則第53号。以下この号において「規則」という。）中次の事項を行うこと。
- ア 法第10条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可、施設の変更及び廃止に関すること。
 - イ 法第18条第1項の規定による火葬場の立入検査及び墓地等の管理者からの必要な報告の徴収に関すること。
 - ウ 法第19条の規定による墓地等の施設の整備改善並びにその使用の制限及び禁止の命令並びに許可の取消しに関すること。
 - エ 条例第3条又は第10条第1項の規定による届出の受理に関すること。
 - オ 条例第16条の施設の整備改善その他の強制処分命令に関すること。
 - カ 規則第5条第1項又は第2項の規定による許可書の交付等に関すること。
 - キ 規則第12条第3項の規定による工事完了検査通知に関すること。
 - ク 規則第14条に規定する施設の整備改善その他の強制処分命令の命令書及び通知書の交付に関すること。

- (4) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定に関すること。

第13条第3項中「衛生研究所次長」を「衛生研究所長」に改め、「生活衛生センター所長」を削り、「市民センター所長」の次に「保健センター所長（西区役所、南区役所、北区役所及び美原区役所に限る。）」を、「保健センター所次長（」の次に「堺区役所、中区役所及び東区役所に限り、」を加え、同条第4項泉ヶ丘公園事務所長専決事項を定める部分の次に次のように加える。

保健センター所長（西区役所、南区役所、北区役所及び美原区役所に限る。）専決事項

- (1) 健康増進法に基づく栄養の改善及びその他の生活習慣の改善に関する相談、必要な栄養指導その他の保健指導及びこれらに付随する業務の実施に関すること。
- (2) 健康増進法に基づく健康増進事業の実施（個別方式で実施する健（検）診を除く。）に関すること。
- (3) 健康増進法に基づく健（検）診の無料受診券及び受診券の発行並びに健（検）診後の追跡調査に関すること。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る定期健康診断の実施に関すること。
- (5) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期及び臨時の予防接種の実施に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者又はその家族からの相談及びこれらの者への指導に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく後見開始等の審判の請求等に

関すること。

- (8) 前号に要する費用の支出並びに求償及び徴収に関すること。
- (9) 所管に係る成年後見制度利用支援給付金の交付等に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者の医療保護入院の同意を行うこと。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請、届出、報告等の経由に関すること（美原保健センター所長にあつては、精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付の経由を除く。）。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付（自立支援医療費に係るものを除く。）及び地域生活支援事業の支給決定等に関すること（精神障害者及び難病患者等に係る事項に限る。）（美原保健センター所長を除く。）。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療に限る。）の申請の経由に関すること（美原保健センター所長を除く。）。
- (14) 母子保健法に基づく保健指導、新生児訪問指導及び健康診査並びに乳児家庭全戸訪問事業の実施に関すること。
- (15) 母子保健法に基づく妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (16) 母子保健法に基づく妊産婦の訪問指導の実施、低体重児の届出の受理及び未熟児の訪問指導の実施に関すること。
- (17) 介護保険法に基づく通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業の実施に関すること。
- (18) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定等に関すること（精神に障害のある児童及び難病等の児童に係る放課後等デイサービスに関するものに限る。）（美原保健センター所長を除く。）。
- (19) こども健康手帳の交付に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳児の健康診査受診票の交付並びに助成申請の経由に関すること。
- (21) 保健所等ボランティア通訳の登録の決定及び取消しに関すること。
- (22) 精神障害者保健福祉手帳診断書料給付申請書の受理及び進達に関すること（美原保健センター所長を除く。）。
- (23) 不育症検査費用助成事業の助成申請の経由に関すること。
- (24) 小児慢性特定疾病医療費の支給申請及び日常生活用具の給付申請の経由に関すること。
- (25) 特定医療費の支給認定に係る申請等の経由に関すること。
- (26) 大阪府特定疾患医療受給者証交付申請等の経由に関すること。
- (27) 原爆被爆者健康手帳交付申請その他の各手当の経由に関すること。

(28) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の無料受診券の発行
(再発行を含む。)及び特定保健指導の実施に関すること。

(29) 所管の検診等に係る検診料及び一部負担金の免除に関すること。

第13条第7項第6号ク中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同項第11号ス中
「法第5条第1項」を「細則第6条第1項」に改め、同条中第8項を削り、第9項を第8
項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「保健センター所長」の次に「(堺区役所、
中区役所及び東区役所に限る。)」を加え、同項第10号中「(昭和23年法律第68
号)」を削り、同項第16号中「(美原保健センター所長にあつては、精神障害者保健福
祉手帳の申請及び交付の経由を除く。)」を削り、同項第17号、第18号、第23号及
び第27号中「(美原保健センター所長を除く。)」を削り、同項を同条第9項とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。